

別紙3 室内空气中化学物質濃度調査要領

業務の内容

(1)揮発性化学物質の濃度測定

県営住宅の建設時における揮発性化学物質の濃度を測定する。

- ・測定時期 : 新築建物の竣工前
- ・測定箇所 : 住棟ごとに、建設戸数の1割以上の住戸で測定する。
- ・測定部屋数 : 1住戸につき、2室以上の南側居室で測定する。
- ・測定物質 : ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン
- ・採取条件 : 品確法に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示1347号。以下「評価方法基準」という)第5の6-3の(3)のイに定める採取条件によること。
- ・測定方法 : 評価方法基準第5の6-3の(3)のロに定める測定方法によること。

(2)報告書の作成

各期において調査後、遅滞なく調査結果を取りまとめ、以下について報告書等を提出する。

また、測定時には各部屋の測定状況写真を撮影し、報告書に添付すること。

報告書の作成要領については、県の指示によるものとする。

- ・住棟概要
- ・住戸概要
- ・測定室概要、仕様
- ・測定物質の名称
- ・測定物質の濃度
- ・測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称
- ・採取を行った年月日
- ・採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻
- ・内装仕上げ工事を完了した年月日
- ・空気を採取した居室の名称
- ・採取中の室温又は平均の気温
- ・採取中の相対湿度又は平均の相対湿度
- ・採取中の天候及び日照の状況
- ・採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況
- ・その他測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすもの